

マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度により、農業者は適正処理の最後まで確認することが義務付けられています。

マニフェスト制度とは、農業者が使用済みプラスチックの処理をするときに、マニフェスト(管理票)に使用済みプラスチックの種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、収集・運搬業者から処分業者へマニフェストを渡しながら処理の流れを確認するしくみです。それぞれの運搬・処理終了後に、農業者が各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに使用済みプラスチックが処理されたことを、確認することができます。そうすることで社会問題となる野焼きや、不法投棄などを未然に防ぐことができます。

農業用産業廃棄物管理票(マニフェスト)(A票)

農業用産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載要領

マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、マニフェスト写しの不送付、確認義務違反、保存義務違反などは1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。また、不法投棄・不法焼却(野焼き)は5年以下懲役又は1000万円以下の罰金に処せられます

主な罰則規定の例（廃棄物処理法 第25条から第34条）

不法投棄・不法焼却(野焼き)等をした時	5年以下の懲役・1000万円以下の罰金 ^(注1)
処理委託基準 ^(注2) に違反した時	3年以下の懲役・300万円以下の罰金
マニフェストを交付しない場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金
マニフェストに虚偽の記載をした場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金
マニフェストの保存義務違反した場合	1年以下の懲役・100万円以下の罰金

(注1) 法人の場合は3億円以下の罰金

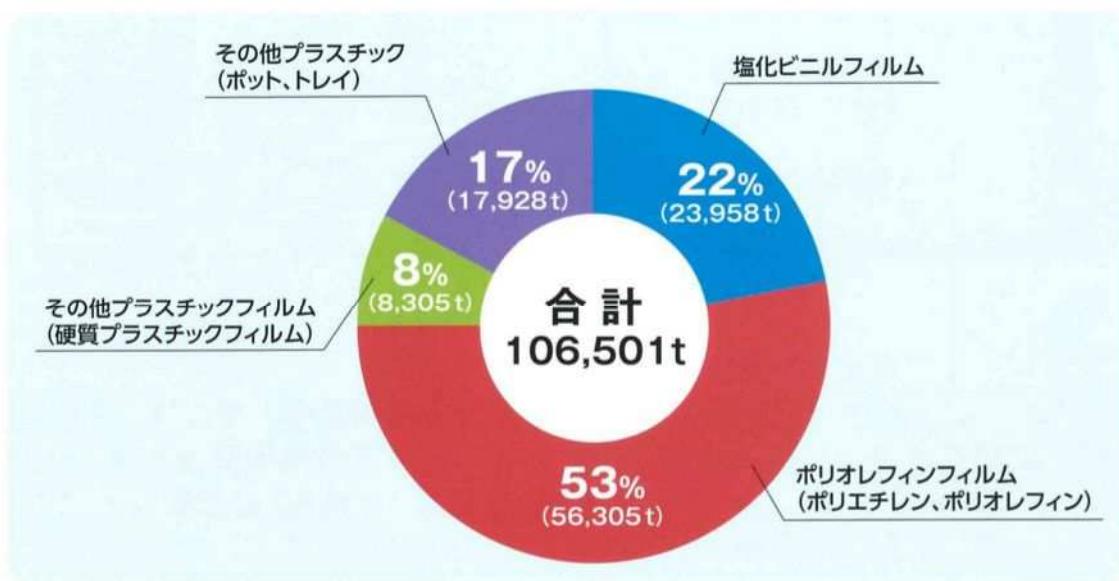
(注2) 農業者が、使用済みプラスチックの運搬・処理を業者に委託する時に、満たされていなければならない基準。

「業者とは書面で契約しなければならない」、「委託する業者は許可を受けた業者で、委託する内容が許可内容とあっていること」など

使用済プラスチックの排出量は、年間10.7万トンにも達します。

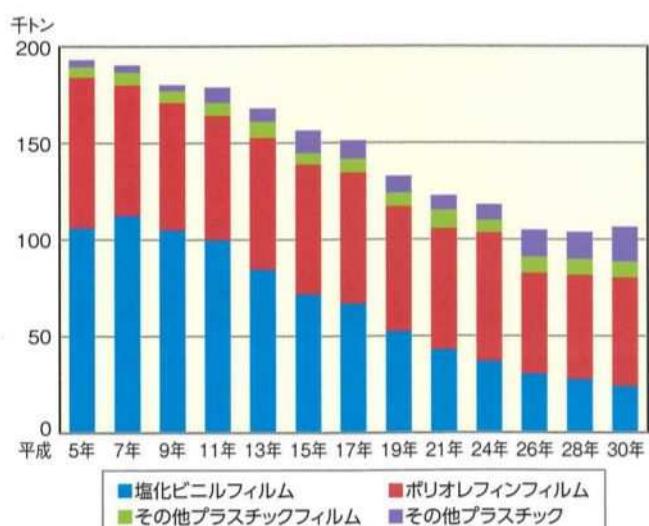
農業用使用済プラスチック処理の現状

- 排出量を見ると、近年、ポリオレフィン系フィルムの割合が増えて半数を占め、次いで塩化ビニルフィルムが多い。
- 農業分野から排出される廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的には減少傾向にある。
- 農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）、その処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、平成26年には再生処理の割合が76%まで上昇。
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクルが中心。

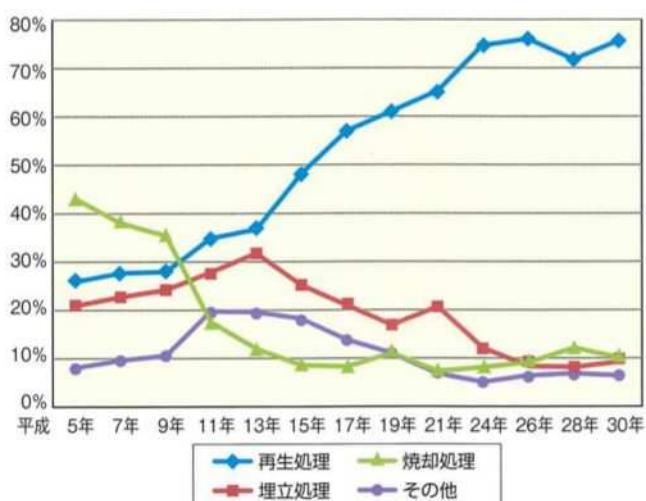


農業由来廃プラスチックの排出状況(種類別)

資料:農林水産省「農業用廃プラスチックの排出及び処理の状況(平成30年)」



農業用廃プラスチックの排出量の推移



農業由来廃プラスチックの処理方法の推移

資料:農林水産省「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する実態(平成30年)」

使用済プラスチック(産業廃棄物)を運搬する車両には、表示および書面が必要です。農業者が収集場所に運ぶ場合も同様です。

表示義務について

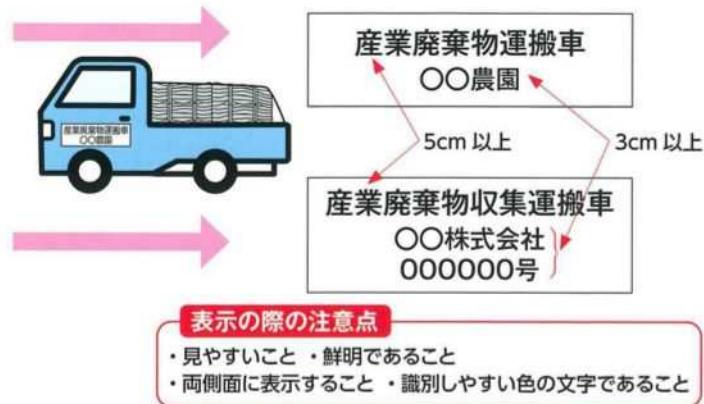
産業廃棄物を運搬する際は、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

農業者が自分で運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②農業者名

産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合の表示

- ①産業廃棄物を運搬している旨の表示
- ②業者名
- ③許可番号(下6ケタ以上)



書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を携帯しなければなりません。

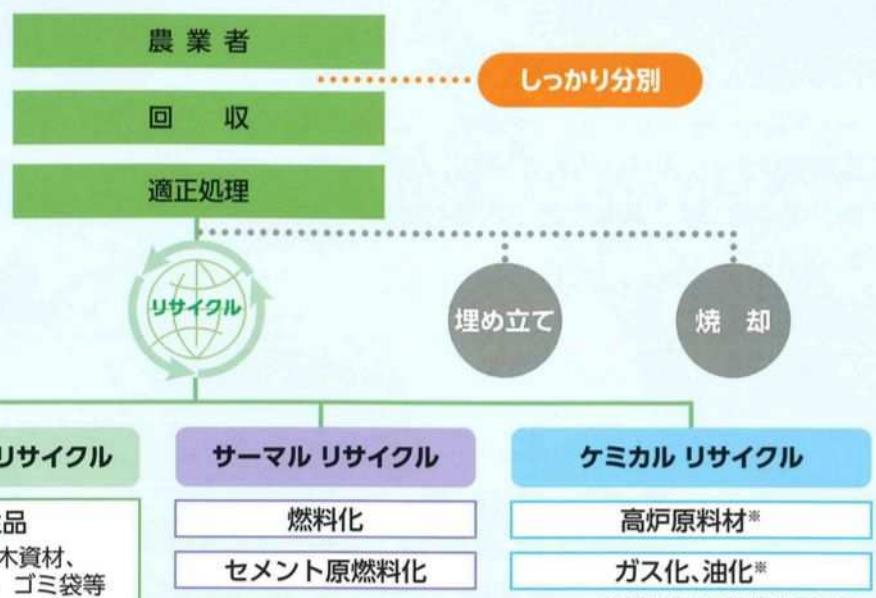
農業者が自分で運搬する場合の常時携帯する書類

- ①氏名又は名称及び住所
- ②運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ③運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

- 氏名又は名称及び住所
○○農園
○○県○○市○○町○○番地
- 産業廃棄物の種類・数量
廃○○○○○○○○-○○ kg
- 積載日
○年○月○日
- 積載した事業場
○○○○農園
○○県○○市○○町○○番地
TEL ○○-○○○○-○○○○
- 運搬先の事業場
○○○○リサイクルセンター
○○県○○市○○町○○番地
TEL ○○-○○○○-○○○○

使用済プラスチックのリサイクルシステム

使用済プラスチック処理の流れ



農業用使用済プラスチックの資源循環に向けた将来の方向性

プラスチック資源循環促進法が成立し、令和4年4月から施行されます。海洋プラスチック問題、国際的な資源・廃棄物の制約、自然災害の頻発などの課題を解決する持続可能な政策が求められる時代になりました。プラスチック製品・資材が生産・生活にとって欠かせない一方、プラスチックの資源循環に向けて3Rの取組みが必須です。



1. 分別・異物除去の徹底 「分ければ資源、混ぜればゴミ」

2021年5月農水省では「みどりの食料システム戦略」の中で、2035年までにプラスチックのリサイクル率100%目標を立てています。現在、農業廃プラは再生利用と熱回収を合わせて75%程で推移、リサイクル率100%を目指すには、製造、流通販売、排出者それぞれが連携しても相当の努力が求められます。農業者が分別と異物除去を徹底して回収できるように行政及び製造・流通販売・農業者が協力連携して取り組むことが必要です。

2. 減プラスチック（リデュース）

プラスチック排出量を減らすには、中長期展張フィルムへの転換や生分解性プラスチックの利用拡大により進めることができます。生分解性フィルムは、価格は高いが、圃場鋤込みで回収不要となり、処理費用も発生せず、トータルとしてメリットが大きい。

3. 新たな資材開発と機能性向上の研究、 新たな出口対策の創出

リサイクル容易なプラスチック資材の開発や生分解性プラスチックのコスト削減・機能性向上を進めるとともに、製品の製造技術やリサイクル技術の開発普及、並びに再生品の利活用拡大が必要です。新たな出口用途を創出することも大切です。

